

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成23年7月の新潟・福島豪雨は、南魚沼市に甚大な被害を与えました。同年3月には東日本大震災も発生しており、日本全国各地で「地域の絆」の大切さが再認識されました。また、全国のあらゆるところで毎年のように大規模な自然災害が発生し、災害時のみならず平常時からの対応が求められているところです。このような情勢の中、国では平成25年に災害対策基本法を改正し、迅速な避難支援を行うための取組が進められています。

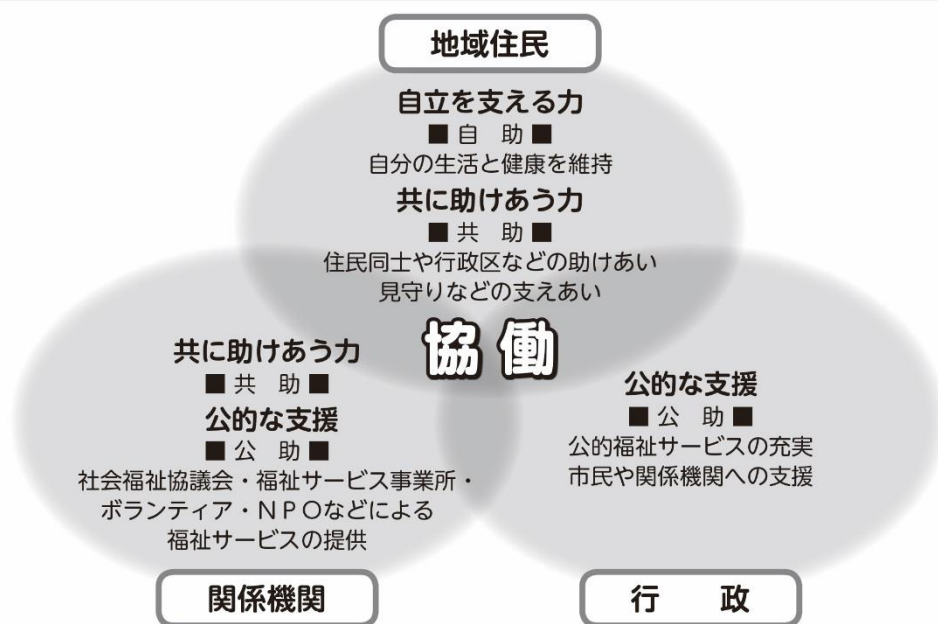
平成27年4月に生活困窮者自立支援制度が施行され、生活保護制度の手前の段階で生活に困っている人が社会的・経済的に自立するための支援を行う取組が始まりました。介護保険法の改正、子ども・子育て支援新制度の施行などの法整備の動きを受けて、地域の生活課題を解決する取組も進められています。

全国的な人口減少問題は、核家族化の進行や価値観・ライフスタイルの変化にも影響を与えるなど、家庭や地域での連帯感の希薄化や、市民が抱える生活課題の多様化、高度化、重層化が大きな課題となることが予想されます。

こうした諸課題の解決のためには、行政などの公的な支援（公助）のみならず、自分自身で自立を支える力（自助）や、地域において共に助けあう力（共助）が必要となります。地域で活動する誰もが協働して支えあう仕組みを作っていくことを「地域福祉」といいます。

本市では、地域福祉の推進を図るため、平成19年3月に「第1期南魚沼市地域福祉計画」を策定し、平成24年3月に見直しを行い「第2期計画」を策定しました。今後より一層の推進を図るため、「第2期計画」を見直し「第3期南魚沼市地域福祉計画」を策定することといたしました。

地域福祉推進のイメージ



協働とは それぞれに立場の違う市民や組織・団体が、共通の目的・目標を達成するために、自らできることを実践し、連携・協力しながら取り組むことをいいます。

2 計画の根拠と位置づけ

(1) 計画の根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。

◆ 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

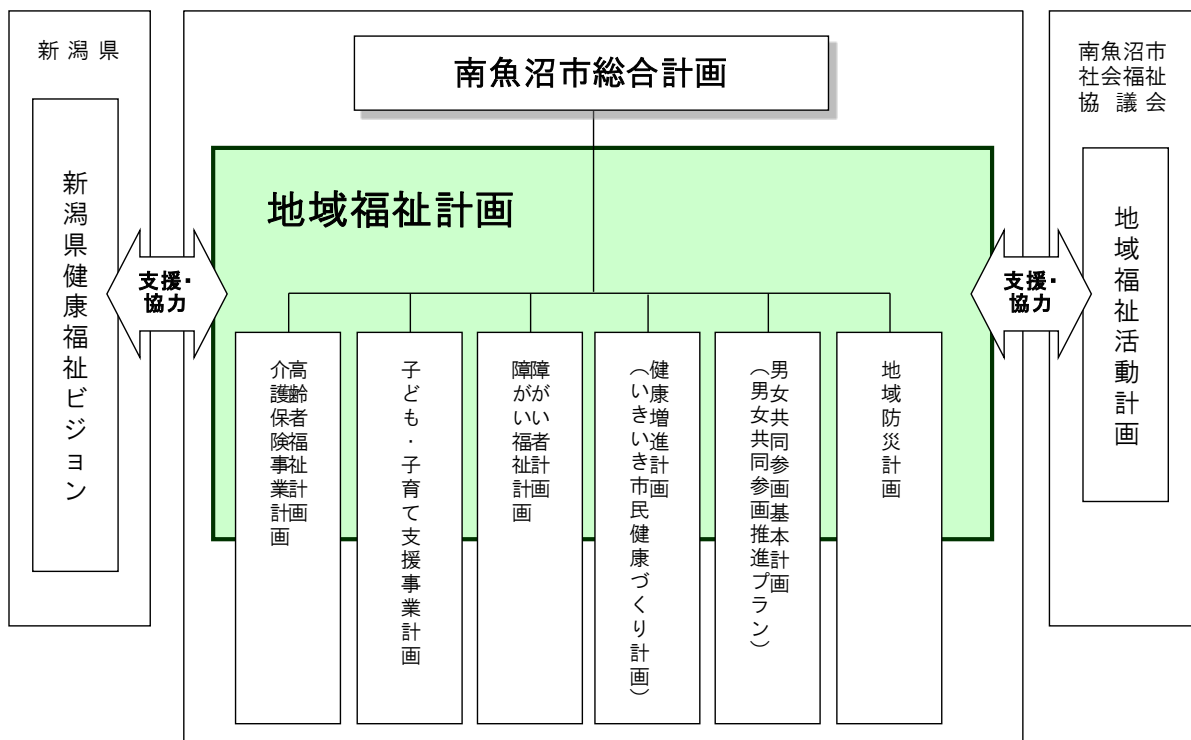
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の位置づけ

本計画は、南魚沼市総合計画を上位計画とし、他の保健福祉医療に関する個別・分野別計画における地域福祉の視点や地域福祉を推進する上での共通の方向性を定める中間的な計画として位置づけるとともに、市民参画や協働に関する領域も併せ持つものです。

また、県の「新潟県健康福祉ビジョン」及び南魚沼市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携・協力を図ります。



3 計画の期間

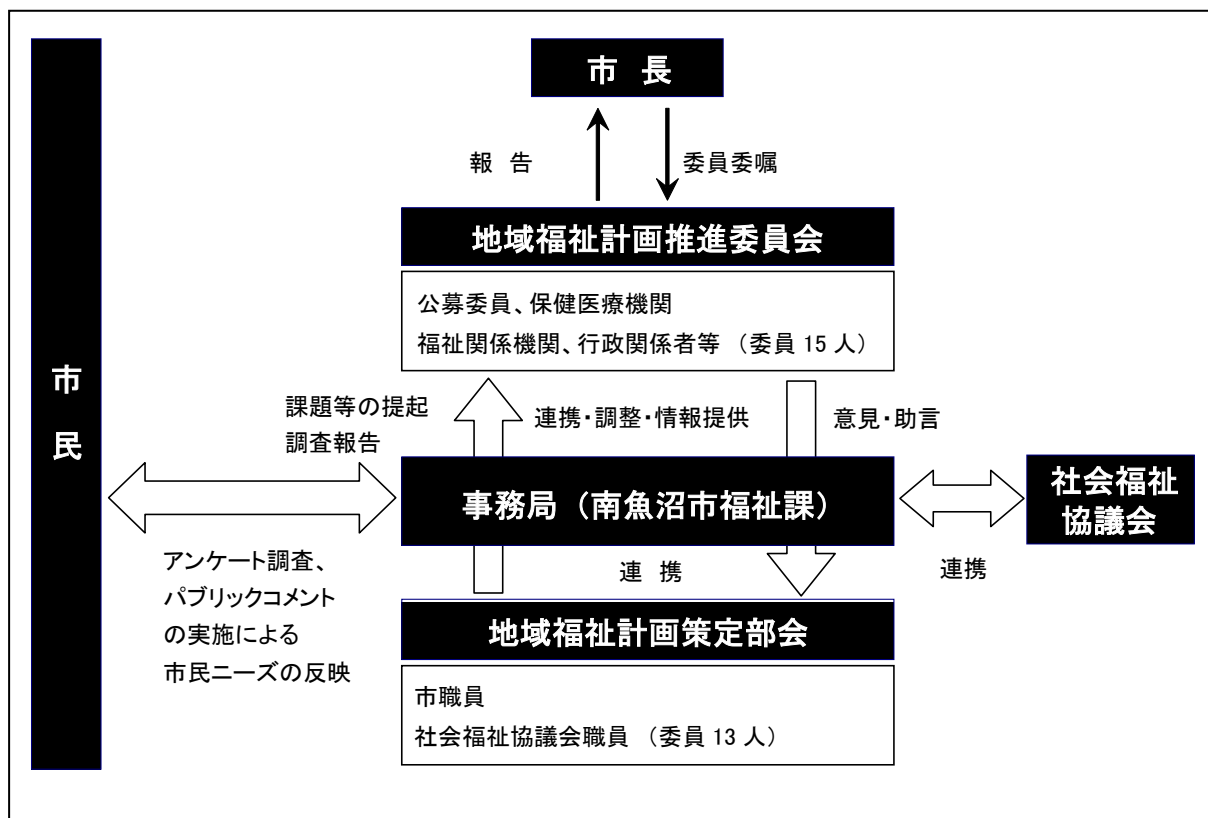
本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

(第3期地域福祉計画及び関連計画の計画期間)

計画の名称	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
南魚沼市総合計画	第2次(平成28～37年度)					
地域福祉計画		第3期(平成29～33年度)				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画			第7期(平成30～32年度)			
子ども・子育て支援事業計画	現計画(平成27～31年度)					
障がい者計画			第3期(平成30～35年度)			
障がい福祉計画			第5期(平成30～32年度)			
健康増進計画 (いきいき市民健康づくり計画)	第2次(平成28～37年度)					
男女共同参画基本計画 (男女共同参画推進プラン)		第3次(平成29～33年度)				
地域防災計画	現計画(平成20年度～、随時見直し)					
地域福祉活動計画		第3期(平成29～33年度)				
新潟県健康福祉ビジョン			新計画(平成30年度～)			

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査及びパブリックコメント*を実施し、市民の意見を広く反映できるように努めるとともに、地域福祉計画推進委員会、地域福祉計画策定部会において、検討・調整を図りました。



(1) 市民アンケート調査

市民の地域福祉に関する意識や生活課題、社会参加等の意向を計画に反映させるため、住民基本台帳から20歳以上の男女1,500人を抽出し、アンケート調査を実施しました。

(2) 地域福祉計画推進委員会

地域福祉計画を推進するため、公募による市民、保健医療機関、福祉関係機関等の代表者などを委員とする地域福祉計画推進委員会を設置し、第2期計画の中間評価を行った後、第3期計画について審議をお願いしました。

(3) 地域福祉計画策定部会

市及び社会福祉協議会の職員からなる策定部会を設置し、検討・調整を行いました。

(4) 社会福祉協議会との連携・協力

南魚沼市社会福祉協議会において策定される「地域福祉活動計画」と相互に連携した計画となるよう、協力しながら策定しました。

※ パブリックコメント

市民の声を取り入れるための仕組み。行政機関などが政策の立案等を行おうとする際に、素案を公表し、広く市民等から意見や情報を提供してもらい、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。